

No. 128(2012/ 11)

Apple v. Samsung 紛争第 1 弾判決
[メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作方法事件]
(東京地裁平成 24 年 8 月 31 日)

弁護士 岩原将文

1. 事案の概要

「iPhone」、「iPad」を通じてスマートフォン、タブレット市場を事実上支配している米アップルと、「Galaxy シリーズ」によって同分野で成長著しい韓国サムスは、世界中で訴訟合戦を行っている。本件はそれら世界的な訴訟合戦のなかの日本における訴訟のひとつである。

具体的には、名称を「メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作」とする発明についての特許権（特許第 4 2 0 4 9 7 7 号）を有する原告（米アップル）が、被告ら（韓国サムスの日本法人）が輸入、販売等する別紙被告製品目録記載 1 ないし 8 の各製品と「K i e s」というソフトをインストールしたパーソナルコンピュータとの間で、保存してある楽曲ファイルのシンクロを行うことが（被告方法）、上記特許権を侵害するとして、被告らが被告製品を輸入、販売等する行為が同特許権の間接侵害（特許法 1 0 1 条 5 号）に当たると主張して、被告らに対し、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金の一部請求として、連帯して 1 億円及びこれに対する訴状送達の日（平成 2 3 年 9 月 1 日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

2. 本件特許（特許第 4 2 0 4 9 7 7 号）の構成要件

本件発明 1（請求項 1 1）の構成要件

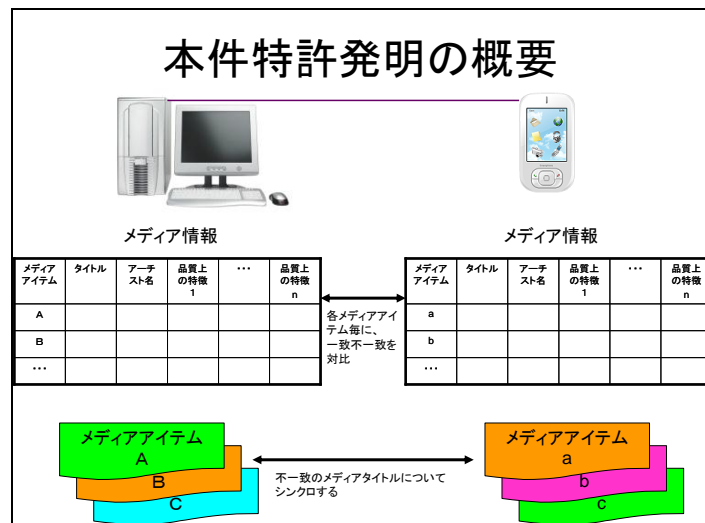
- A 1 メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、
- B 1 前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、
- C 1 前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、
- D 1 前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、
- E 1 前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なコンテンツの 1 つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの属性として少なくともタイトル名、アーティスト名および品質上の特徴を備えており、

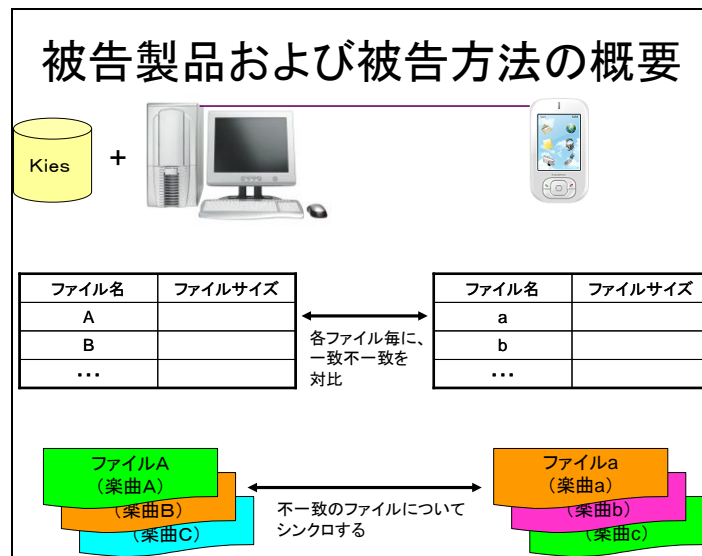
- F 1 該品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つが含まれており、
- G 1 前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とを比較して両者の一致・不一致を判定し、両者が不一致の場合に、両者が一致するように、前記メディアコンテンツのシンクロを行なう方法。

なお、本件では、本件発明1のほかに、本件発明2（請求項13）、本件発明3（請求項14）についても侵害の有無が問題となったが、主たる争点は本件発明1と共通であるため、以下においては、本件発明1についてのみ検討することとする。

3. 被告製品の構成

被告各製品は「K i e s」というソフトをインストールしたパーソナルコンピュータとの間で、保存してある楽曲ファイルのシンクロを行うもの（被告方法）であるところ、被告各製品は、「K i e s」というソフトをインストールしたパーソナルコンピュータとの間で音楽ファイルのシンクロを行うに当たり、ファイル名とファイルサイズを用いて、それぞれの音楽ファイルの一致・不一致を判定しているものであって、タイトル名、アーティスト名及び総時間の比較を行っておらず、音楽ファイルのタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴である総時間の全てが異なっても、ファイル名及びファイルサイズが同一である限り、音楽ファイルのシンクロが行われない。





4. 主な争点

(1) 構成要件G 1 及びG 2 の充足性

ア. 「ファイルサイズ」による比較について

イ. 比較されるべき「メディア情報」の範囲について

(2) 被告各製品を輸入、販売等する行為が特許法 101 条 5 号の間接侵害に該当するかどうか

5. 裁判所の判断の要旨

(1) 本件発明の意義

「上記記載によれば、本件発明は、従前のデータファイル等の一般的なファイルについて用いられていたファイル名や更新日などの情報の比較によるシンクロ方法には、シンクロが必要か否かの判定についての信頼性に課題があり、また、その処理が遅く非効率であったことから、特にメディアファイルについて、そのような課題を克服し、効率的でインテリジェントなシンクロを実現するために、上記のような一般的なファイルに備わるファイル情報ではなく、タイトル名、アーティスト名などの属性、あるいは、ビットレート、サンプルレート、総時間などの品質上の特徴という『メディア情報』に着目し、そのような『メディア情報』の比較に基づいて、メディアアイテムをシンクロする方法を採用した発明である、と認めることができる。」

(2) 本件発明における「メディア情報」の意義

「本件発明における『メディア情報』とは、一般的なファイル情報の全てを包含するものではなく、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに関する種々の情報のうち、メディアアイテムに特有の情報を意味するものと解するのが相当である。」

(3) 争点(1)ウ(イ) 「ファイルサイズ」による比較について

ア. 裁判所の判断

「ア 『ファイルサイズ』の『メディア情報』該当性について

「本件発明における『メディア情報』は、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに特有の情報を意味すると解すべきところ、証拠（略）によれば、楽曲ファイル、ワードファイル及びエクセルファイルにおいて、『ファイルサイズ』は、ファイル名や更新日時といった項目と同列に扱われている一方、楽曲ファイルにおいては、『ファイルサイズ』はアーティスト、アルバムのタイトル、トラック番号、ジャンル、タイトル、長さ、ビットレート、オーディオサンプルレートといった楽曲に特有の情報項目とは区別された項目として分類されていることが認められるから、『ファイルサイズ』は、ファイル名やファイル更新日と同様に、ワードファイルやエクセルファイルなどの通常のファイルに一般的に備わるものであって、音楽ファイル等のメディアアイテムに特有の情報とはいえないというべきである。

したがって、『ファイルサイズ』は、本件発明における『メディア情報』に該当しないと認めるのが相当である。」

「イ 原告の主張について

「原告は、音楽ファイルのファイルサイズは、『メディア情報』に含まれる総時間とビットレートの積にほぼ等しく、総時間及びビットレートと密接に関係していることから、音楽ファイルのファイルサイズも『メディア情報』に該当すると主張する。

確かに、音楽ファイルのファイルサイズが、一般的に総時間とビットレートに関係するものであり、総時間が長いほど、またビットレートが高いほど、ファイルサイズが大きくなることが想定されるが、だからといって、ファイルサイズは総時間とビットレートのみから一義的に定まるものではなく、総時間及びビットレートのほかに、当該ファイルが有する種々のファイル情報のデータ量によって変動するものと考えられ、

しかも、証拠（略）によれば、音楽ファイルのフォーマットには、MP3、WMA、AAC、ATRAC3／ATRAC3 plus 等があるところ、総時間及びビットレートが同一の音楽ファイルであっても、そのファイルフォーマット形式によって、ファイルサイズが異なることが認められる。そうすると、総時間及びビットレートがいずれも『メディア情報』に含まれ、ファイルサイズが総時間及びビットレートと関連するからといって、当然に、ファイルサイズも『メディア情報』に含まれるとはいえないというべきである。」

「原告は、被告製品1では、『メディア情報』の表題の下に、音楽ファイルについてのタイトル名、総時間などの属性とともに、ファイルサイズが記載されていることから、被告らが、ファイルサイズが『メディア情報』であることを認めていると主張する。

・・・

しかし、そもそも本件全証拠を精査しても、当業者において、『メディア情報』という用語が、技術常識あるいは定義に基づいて確定的な意味を有する用語として使用されていると認めるに足りる証拠はないから、たまたま被告製品1に関して、被告らが『メディア情報』との表題の下にその下位概念として『サイズ』を含めて用いていたとしても、それが必ずしも本件発明における『メディア情報』と同義であるということとはできない。また、上記証拠によれば、被告製品1は、『メディア情報』の表題の下に、タイトル、アルバム、サイズなどのほかに、当該音楽ファイルが保存されている『場所』をも表示していることが認められるから、上記原告の論法によれば、ファイルの保存『場所』も本件発明における『メディア情報』に含まれることになるところ、原告の主張を前提としても『場所』が本件発明におけるメディアファイルの一致・不一致の判定のための比較対象とされることはない

考えられるから、原告の上記主張は採用することができない。

次に、原告は、被告らの親会社である三星電子が出願した特許の公開特許公報（特開 2007-299382 号公報）において、ファイルサイズが、『曲の長さ、歌手、・・・アルバムの題名など』と同じく、音楽ファイルの『基本メタデータ』であると記載されていることを理由に、被告らの親会社も、ファイルサイズが本件発明の『メディア情報』に当たることを認めていると主張する。

・・・

しかし、たとえ被告らの親会社が出願した特許の公開特許公報において上記のような記載があったとしても、同公開特許公報における『基本メタデータ』が、本件発明における『メディア情報』と同義であると解すべき根拠はないから、この点に関する原告の主張も採用することはできない。」

「ウ 構成要件の充足性について

以上のとおり、本件発明における『メディア情報』は、メディアアイテムに特有の情報を意味すると解され、通常のファイルに一般的に備わっている情報項目であるファイルサイズは、この『メディア情報』には該当しない。

したがって、ファイルサイズを用いたシンクロ方法（被告方法）は、『メディア情報』を比較するものとはいえず、構成要件 G 1 及び G 2 を充足するものと認めることはできない。」

イ. 考察

- (ア) 判決では、「メディア情報」の意義について、メディアないしメディアアイテムの属性又は特徴をいい、そこに少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を備えるものと限定し、メディアが格納されるファイルに関する情報にすぎないファイルサイズが「メディア情報」に含まれないと判示している。

この点については、特に、段落【0002】、【0010】【0022】の開示内容によれば、従来のファイルに関する情報ではなく、メディアアイテムそのものの情報の比較により、インテリジェントなシンクロ（品質上の特徴を選択してシンクロ）や迅速なシンクロ（メディアアイテムの特定に必要な情報のみで迅速に比較が可能）ができることが示されている以上、妥当な判断と考えられる。

- (イ) ファイルサイズと総時間との関係に関する原告の主張は、少々乱暴な主張であり、理由がないと考えられ、この点においても妥当な判断と考えられる。

そもそも、本件特許発明においては、同一であるかが厳密に比較する必要があるものであり、総時間が長くなるとファイルサイズも長くなるという大まかな関係性は、何ら意味をなさない。

- (ロ) また、被告らの親会社が被告製品になした表記や、他の特許出願明細書中の記載に関しては、一般的には、被告方法を解釈する指針にはなり得ると考えられる。

この点については、本件判決のように解釈することも可能であるものの、逆の結論を導くことも本件では十分可能であるように考えられる。

まず、被告らの親会社が被告製品になしたファイルサイズと「メディア情報」の関係については、判決では、同記載中に、シンクロに使うことが考えられないメディア情報の場所の記載が「メディア情報」に含まれると記載されていることをもって、上記記載中の「メディア情報」は、本件特許発明における「メディア情報」とは異なると結論付けている。

しかし、本件特許発明においては、少なくとも、「品質上の特徴」については、少なくとも 1 つ含まれることが予定されているにすぎず、全ての「品質上の特徴」が「メディア情報」として、「メディアプレーヤー」と「ホストコンピュータ」

に記憶され、シンクロの際に比較されることは予定されていない。

そうすると、シンクロの際に比較される可能性がないことをのみをもって、「メディア情報」に該当しないと切り切れるかは、なお検討の余地があると考えられる。

次に、被告らの親会社が他の特許出願明細書中に、楽曲ファイルの「基本メタデータ」にファイルサイズが含まれると述べている点については、判決では、楽曲の「基本メタデータ」と「メディア情報」が同義である根拠がないと簡単に判示している。

しかし、楽曲の「基本メタデータ」とは、まさに楽曲のメディアないしメディアアイテムの属性又は特徴をいい、そこに少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を備えるものをいうと考えられるし、同特許出願明細書中には、楽曲の「基本メタデータ」には、歌の題名、ファイルサイズ、曲の長さ、歌手、作曲家、製作者、アルバムの題名が含まれることが明記されていたものである。

そうすると、楽曲の「基本メタデータ」と「メディア情報」が同義である根拠がないといえるか否かは、なお検討の余地があると考えられる。

(4) 争点(1)ウ(ウ) 比較されるべき「メディア情報」の範囲について

ア. 裁判所の判断

『メディア情報』には、少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴が含まれることが明らかであるところ、構成要件G 1及びG 2は、それぞれ構成要件E 1及びE 2に続いて、『前記プレーヤーメディア情報』『前記ホストメディア情報』又は『当該プレーヤーメディア情報』『当該ホストメディア情報』と、いずれも『前記』又は『当該』の用語を用いていることからすれば、構成要件G 1及びG 2の『メディア情報』は、構成要件E 1及びE 2の『メディア情報』と同様に、少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を含むものと解するのが相当である。

そして、構成要件G 1及びG 2の記載によれば、そのようにタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を含む『メディア情報』について、メディアプレーヤーに記憶されるプレーヤーメディア情報（構成要件C 1及びC 2）とホストコンピュータに記憶されるホストメディア情報（構成要件D 1及びD 2）との比較を行って、『両者の一致・不一致を判定し』（構成要件G 1）、又は、『両者の一致または不一致を示す比較情報』（構成要件G 2）を得ることになるから、ここで比較されるべき『メディア情報』には、構成要件E 1及びE 2と同様に、少なくともタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴が含まれるものと解される。

・・・広辞苑（新村出編、株式会社岩波書店2008年1月11日発行、第6版第1刷）によれば、『一致』とは、『①二つ以上のものが、くいちがいがなく一つになること。合一。』のことであり、その意義は明確であるところ、プレーヤーメディア情報とホストメディア情報が『一致』するというためには、それぞれに含まれる情報の全てを比較し、それらに食い違いがないことが確認されなければならないことは明らかであるから、比較される二つの『メディア情報』について、情報の一部を比較した段階で、両者が不一致と判定されることはあり得るものの、最終的に『一致』の判定をするためには、二つの『メディア情報』に含まれる情報の全てを比較しなければ、その結論を得ることはできないはずである。

以上のとおり、構成要件G 1及びG 2に『両者の不一致』の判定のみならず、『両者の一致』の判定を得る場合が明記されている以上、構成要件G 1及びG 2における『メディア情報』の比較においては、『メディア情報』に最低限含まれるタイト

ル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てが比較されることが当然の前提とされていると解するのが相当というべきである。」

「イ 原告の主張について

(ア) これに対して、原告は、構成要件E 1及びE 2が、『メディア情報』として備える必要があるメディアファイルの属性について規定するのに対し、構成要件G 1及びG 2が、比較される必要があるメディアファイルの情報について規定するとして、両規定の違いを主張する。

しかし、上記アのとおり、構成要件G 1及びG 2は、それぞれ構成要件E 1及びE 2に続いて、『前記』又は『当該』の用語を用いていることからすれば、原告のいうように、『メディア情報』の用語を構成要件E 1及びE 2と構成要件G 1及びG 2とで異なるものと理解することは相当でない。

(イ) また、原告は、本件明細書等の段落【0020】及び【0021】には、シンクロを行うべきか否かを判断するためにメディアファイルについて記憶された全ての情報が比較される必要がないことが明記され、シンクロを行うべきか否かを判断する際に、メディアファイルに関する属性のいくつかと比較される実施態様について記載されているから、被告が主張するように『メディア情報』に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てが比較されることが前提とされていないと主張する。

・・・

しかし、上記アのとおり、本件発明の特許請求の範囲の記載からは、構成要件G 1及びG 2におけるメディア情報の比較は、『メディア情報』に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全ての比較を要求していることが一義的に明らかであるから、原告が指摘するような本件明細書等の記載をもって、特許請求の範囲の文言を無視して、同文言を別異に解釈しなければならないものではない。

(ウ) さらに、原告は、本件請求項1が、比較される必要のある特定の種類のメディア情報として、『タイトル名およびアーティスト名との比較』及び『品質上の特徴の比較』を明記しているのに対して、請求項11、13及び14（本件発明）に関する構成要件G 1及びG 2には、そのような記載がないことから、当業者であれば、この相違を認識した上で、請求項11、13及び14（本件発明）が、いかなる具体的な属性の比較をも求めているものではないと容易に理解できると主張する。

・・・本件請求項1の記載が、このように『第1メディアデータベース』、『第2メディアデータベース』に含まれる『メディア情報』のうち、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴という特定の種類の情報を比較すべきことを明記しているからといって、これとの対比から、当然に、請求項11、13及び14（本件発明）の記載について、原告主張の解釈が導かれるとはいいい得ない。むしろ、本件請求項1が、『メディア情報』のうち比較されるべき特定の情報を限定して記載しており、請求項11、13及び14（本件発明）にはそのような限定的な記載がないことからすれば、原告の主張とは逆に、請求項11、13及び14（本件発明）においては、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を含むメディア情報の全ての比較が要求されていると解することも可能である。

ウ 以上によれば、構成要件G 1及びG 2においては、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴を備える『メディア情報』の比較において、それらの全てを比較することが求められているものと解される。」

「したがって、この点に関する原告の主張、すなわち、本件発明においては、本件請求項1とは異なり、そもそもいかなる具体的な属性の比較をも求めているもので

はなく、『ファイルサイズ』の比較は、本件発明にいう『メディア情報』の比較にほかならず、構成要件G 1及びG 2を充足する旨の主張は採用することができない。」

イ. 考察

- (ア) 判決では、構成要件G 1、G 2において、「メディア情報」の一致、不一致が規定されていることから、「メディア情報」に含まれる全ての情報を比較することが必要であると判断しているとして、原告の主張を退けている。

クレームを素直に読めば、「メディア情報」の一致不一致は、「メディア情報」に含まれる全ての情報が比較の対象となっていると解することができるのであるから、判決は至極妥当と考えられる。

- (イ) 原告は、構成要件G 1、G 2は比較される必要があるメディアファイルの情報について規定し、構成要件E 1、E 2が「メディア情報」として備える必要がメディアファイルの属性について規定しているのであり、両者は異なるものであり、構成要件G 1、G 2の「前記・・・メディア情報」は、構成要件C 1、C 2、D 1、D 2の「メディア情報」を指しているのであり、構成要件E 1、E 2の「メディア情報」を指しているのではないと主張していた。

これに対して、判決は、構成要件E 1、E 2に続いて構成要件G 1、G 2が規定されていることを根拠として、構成要件G 1、G 2の「前記・・・メディア情報」が構成要件E 1、E 2の「メディア情報」を意味しているとして、原告の主張を退けている。

原告のクレーム解釈は、不自然なうえ、そのように解釈する根拠が何ら述べられていないのであるから、自然なクレーム解釈をしている判決は妥当なものであると考えられる。

そもそも、構成要件E 1、E 2は、構成要件C 1、C 2、D 1、D 2の「メディア情報」を「前記・・・メディア情報」と受けたうえで、その具体的内容を定義しているのであるから、構成要件E 1、E 2の「前記・・・メディア情報」と、構成要件C 1、C 2、D 1、D 2の「メディア情報」に特段の違いは見いだせない。

そうすると、構成要件G 1、G 2の「前記・・・メディア情報」が、仮に原告が主張するように、構成要件C 1、C 2、D 1、D 2の「メディア情報」を指すと解釈しても、構成要件E 1、E 2の「前記・・・メディア情報」を指すと解釈しても、特段の違いは生じないとも考えられる。

- (ウ) 原告は、【0020】、【0021】を根拠として、本件特許発明のクレーム解釈を展開した。

これに対して、判決は、原告の主張が、クレーム文言を無視した解釈であるとして原告の主張を退けている。

上記判示部分は、まず、クレーム解釈で比較の対象となる「メディア情報」の範囲が明確になっていることを前提として、これと整合しない明細書の記載があっても、クレーム解釈を変える必要はないとしているものである。

明細書には、複数の発明が記載されているところ、【0020】、【0021】は、本件特許発明とは別の発明に関する記載にすぎないということになると考えられる。

本件では、前項のとおり、原告のクレーム解釈に理由がないため、上記判示部分についても、妥当と考えられる。

ただし、【0020】については、「例えばメディアアイテム（例えば曲を表す

オーディオファイル) は、曲目、アルバム名、および/またはアーティスト名のような、そのメディアアイテムの特徴または属性に関するメディア情報を用いて比較されえる」と記載されているとおり、「および/また」は、「メディア情報」に含まれる内容が変化しうることを示しているにすぎず、「メディア情報」の一部を比較の対象としているとまで記載されていると読むべきかは、なお検討の余地がある。

同様に、【0021】については、「メディア情報」は記載されておらず、あえて「メディア属性」と記載されていることからすれば、「メディア情報」に選択される「メディア属性」と、選択されない「メディア属性」の関係を記載していると読むこともできると考えられ、「メディア情報」の一部を比較の対象としていることが記載されていると読むべきかは、なお検討の余地がある。

- (エ) 原告は、本件で権利行使の対象としていない請求項1の記載を根拠として、本件特許(請求項11、13、14)の解釈を主張した。

これに対して、判決は、相互に独立している請求項間で、原告の主張するような解釈が当然に導かれるわけではなく、請求項1の記載を根拠としても、原告の主張と逆の結論を導くことも可能であるとして、原告の上記主張を退けている。

上記判示内容は、至極妥当なものと考えられる。

なお、請求項1は、少なくともタイトル名およびアーティスト名を含み独立して記憶されている「メディア情報」と、品質上の特徴とで、比較を行うとは規定されているものの、これらの情報を全て比較の対象とするのかについては、本件特許(請求項11、13、14)と同様に、明確に規定されていない。この点においては、請求項1を見たとしても、本件特許(請求項11、13、14)の解釈を直接導くものではないと考えられる。

- (5) 争点(2) 被告各製品を輸入、販売等する行為が特許法101条5号の間接侵害に該当するか否か

本件においては、被告らの行為は、本件特許方法の一部の構成要件に使用される物を輸入ないし譲渡しているにすぎないため、被告方法が本件特許を充足するとしても、更に間接侵害の成否が問題となる。

ただし、本件では、構成要件が充足されないと判断されたため、間接侵害の成否については検討されていない。

しかし、上記で検討したとおり、構成要件充足性については検討の余地があり、仮に、構成要件が充足されると判断された場合には、間接侵害の成否が問題となる。

そこで、以下においては、本件における間接侵害の成否について検討しておく。

この点、原告は、一部の構成要件を充足するにすぎない物の譲渡等であっても、本件特許方法の間接侵害を構成すると主張した。

これに対して、被告らは、本件特許方法の全てを充足しうる物は、被告ら製品ではなく、被告ら製品を含む被告各製品及び「K i e s」をインストールしたパーソナルコンピュータからなるシステムにすぎないと主張した。

そのうえで、被告らは、一太郎事件控訴審判決(知的財産高等裁判所平成17年(ネ)第10040号・同年9月30日特別部判決)が、特許法101条5号について、

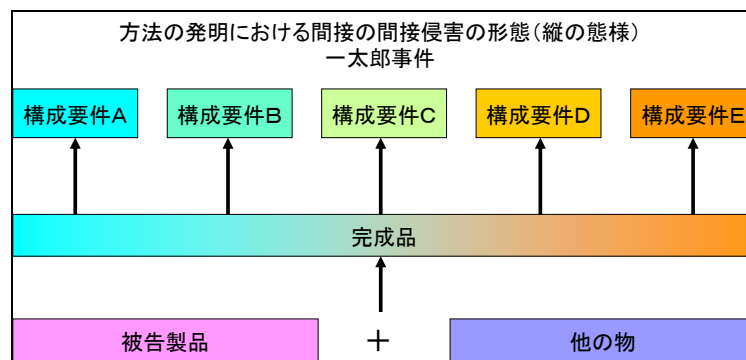
「同号は、その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能である物についてこれを生産、譲渡等する行為を特許権侵害とみなすものであって、そのような物の生産に用いられる物を製造、譲渡等する行為を特許権侵害とみなしているものではない。」

と判示したことを引用したうえで、被告ら製品は、上記システムの生産に用いられる物であり、間接侵害を構成しないと主張した。

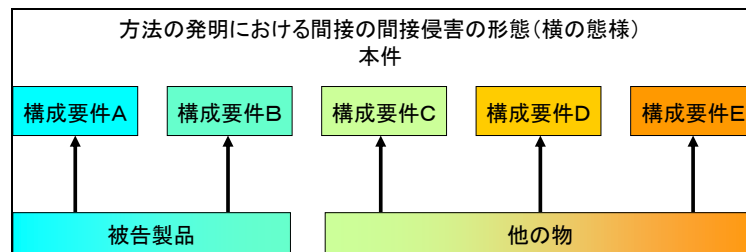
これに対して、原告は、一太郎事件控訴審判決についても、被告らが主張するような限定をしていないと主張した。

一太郎事件控訴審判決は、特許法101条5号の一般論として判示しているものの、当該事件においては、対象製品であるソフトウェアをインストールしたパソコンが、問題となった特許方法を全て充足していることが前提であったため、一部の構成要件を充足するにすぎない物の譲渡等か否かの事例にまで射程が及ぶのか明確ではない。

すなわち、一太郎事件においては、特許方法の全てを実施する物を生産する一部の物を提供する行為が問題となっていた（いわば縦の間接の間接侵害）。



これに対して、本件は、特許方法を実施する物そのものを提供する行為であるものの、当該物は、特許方法の一部を実施するにすぎない行為が問題となっている（いわば横の間接の間接侵害）。



上記のような違いがあることから、一太郎事件を本件にそのまま当てはめてよいかは、十分な検討が必要と考えられる。

そして、一太郎事件控訴審判決における特許法101条5号に該当する場合として挙げられている。

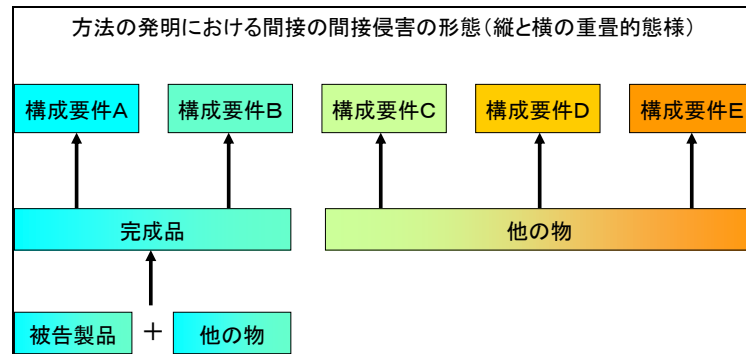
「その物自体を利用して特許発明に係る方法を実施することが可能である物」が、その物だけで全ての方法を実施することが可能であることが必要であるのか、その物が方法の実施の一部を実施することが可能であれば足りるのかについては、その他の判示部分と照らし合わせても、明らかとは言えない。

上記の横の間接の間接侵害について判断した判例は見当たらず、従来は、方法の発明に関する間接侵害（特許法第101条4ないし6号）については、全ての構成要件を充足しうる物を譲渡等する行為が前提とされていたようである。

これに対して、一部の構成要件を充足するにすぎない物の譲渡等であっても、それが発明の実質的部分を実施する等、一定の条件の下で間接侵害の成立を認めるべきとする考え方もある（松尾和子（判例時報1782号200頁）、中島基至（高部眞規子編「裁判実務シリーズ2 特許訴訟の実務」116頁））。

ただし、本件においては、発明の実質的部分はホストコンピュータ側が行うものであり、被告製品は付随的な構成要件を充足しうる物にすぎず、上記限定的に間接侵害の成立を認める見解に従ったとしても、間接侵害を問うことは困難な事例であると考えられる。

本件とは離れるが、縦の間接の間接侵害と横の間接の間接侵害が重疊的に生じる場合、すなわち、特許方法の一部を実施するにすぎない物を生産する一部の物を提供等する行為について、間接侵害に該当するかが更に問題になりうると考えられる。



以上